令和4年度第1回伊勢原市人権施策推進委員会 議事概要

[事務局] 人権・広聴相談課

【開催日時】 令和4年6月30日(木曜日)午後2時~午後4時

[開催場所] 市民文化会館展示室1・2

〔出席者〕

(委員) 押久保委員長、井出副委員長、杉山委員、石塚委員、井田委員、 早乙女委員、三武委員、福田委員、桑久保委員、和田委員、成田委員、 西尾委員

(事務局) 市民生活部長、人権・広聴相談課長ほか職員3名

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

《審議の経過》

- 1 開会
- 2 報告事項
- (1) 平和・多文化共生施策について
- (2) 障がい者福祉施策について

(仮称)第6次総合計画の施策検討シートを用いて、人権に関連する各分野(平和・ 多文化共生施策、障がい者福祉施策)の施策の検討状況を説明した。

3 議 題

- (1) パートナーシップ制度について パブリックコメントの資料案について事務局から説明し、協議した。
- (2) 犯罪被害者等支援施策案について パブリックコメントの資料案について事務局から説明し、協議した。

※主な意見・質疑の内容は別紙のとおり

以上

報告事項

(1)平和・多文化共生施策について

【主な意見】

- 平和分野についての記述は全般的に、第2次世界大戦までの状況を念頭に書かれているのか、ウクライナ侵略などの世界情勢も踏まえて記述をされているのか、ややわかりにくいので、直近の世界情勢も踏まえていることが明確に伝わるような書き方をした方がいいと思う。
- 自治体国際化協会(CLAIR)で多文化共生の事例集などを掲載しているので、そのあたりも参考にして、目指す姿や施策の内容を検討いただけるとよいと思う。自治体国際化協会では「協働」と「連携」による平和な多文化共生社会の実現ということを言っており、かながわ国際施策推進指針にも、そのことは記載されている。そういう言葉が核として必要ではないかと思う。例えば、「教育・福祉・就労等、様々な分野が連携・協働して、平和で誰もが暮らしやすい多文化共生社会が築かれつつある」というような形で5年後、10年後の姿を設定した方が、現実的な内容になるのではないか。
- 日本で起きた戦争の悲惨さを伝えられるのが一番いいとは思うが、戦争体験者の高齢化は止められない。平和を目指す感情的動機としては、戦争の悲惨さを伝えるのが一番効果的と思うので、 生々しい体験を伝えるという意味では、世界で起きている戦争から逃れてきた人の声を伝える、ということでもいいと思う。
- 地域で、外国籍住民との間のトラブルがあったときに、仲裁に入れるような通訳者の人材が必要だと 思う。個人の取組では限界があるので、行政の支援が必要だと思う。
- 通訳に関しては、外国人が日本で暮らす上で、言葉の壁は非常に重要な課題なので、実効性のある行政の支援が必要だと思う。財政的な制約は当然あると思うが、できるだけ実効性のある事業をお願いしたい。
- 成瀬小学校に慰霊碑があるが、立ち入り禁止になっている。木と遺跡が崩れそうになっている。慰霊碑は、霊を慰めるためや、二度とそのようなことがないように戒めるという意味を持っているので、それをきちんと大切にする、ということも平和教育においては大切だと思う。遺族の方々が直すようにお願いしているが、なかなか直っていないようだ。誰が管理していくのかが難しい問題になることもあり、多少なりとも市のケアも必要ではないか。
- 労働力不足、ということで外国人材を受け入れていく方向に国の施策は動いているが、日本という国は島国で、今まで基本的価値観が違う人たちと共生するという経験があまりなかった。共生していくというのはとても大変だということは、覚悟しないといけない。陸続きであるヨーロッパ諸国でさえ、外国人を受け入れると、それに対する軋轢(あつれき)や排斥運動さえ、起こってきた。何百年と外国人と付き合っている国ですら、それが起こっているわけなので、日本に入ってきたときに、ものすごい差別や偏見が起こる可能性がある。国として外国人材を受け入れる、ということならば、ただ単に労働力として見なすのではなく、きちんと人間として見て、人権保障としての外国人のケアを、これまで以上にしっかりやる必要性が非常に大きくなってくると思う。
- 外国人を受け入れるのであれば、相手の国のことを知った上で交流をすることが大切だと思う。
- 大和市など、従来から外国人住民が多い県内の自治体で、どのような施策を展開してきたのか、参考にするとよいのではないか。

【質疑応答】

No.	質問	回答
1	今まで実施していた平和の集いでは、 戦争体験者に話を聞くという取組をして いたのか。	伊勢原市在住の被爆者の人にインタビューをして、そ の映像を流すという取組をコロナ禍以前に実施したこと があります。
2	通訳の支援を市で実施していく予定なのか。	医療通訳派遣事業は市が直接、通訳者を派遣するというものではなく、神奈川県と県内市町村が神奈川県医師会等の協力のもと、「特定非営利活動法人他言語社会リソースかながわ」と協働して、県内の協定医療機関からの派遣依頼を受けて医療通訳ボランティアを派遣するシステムを運営しています。 システム運営にあたり、県内市町村は、利用実績に応じた負担金を支出しています。
3	外国人住民人口がどんどん増えている ことについて、市はどのように考えている のか。	国全体として、人口減少・労働力不足という問題に 直面しており、新たな在留資格の新設など、外国人材 の受入に関する施策を進めている状況ですので、今後 も外国人住民は増えると考えています。 従いまして、本日議題としたような多文化共生施策 が必要であると認識しています。

(2)障がい者福祉施策について

【主な意見】

- 障がい者支援については、色々な法律の改正があり、令和4年5月には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法案が国会で可決された。令和元年には読書バリアフリー法が施行された。障がい者は、その障がいに応じた情報を受ける権利がある、ということで法整備が行われているので、情報を提供する側にも意識改革をお願いしたい。障がい者福祉施策については、概ね資料に記載のとおりの方向性でいいと思うが、「情報」というキーワードも入れていただけるといいと思う。
- 伊勢原市はアップダウンが激しい。歩道が、車椅子の人が安全に通れるように整備されていないところも多い。車椅子の人が移動しやすいような環境整備も必要だと思う。
- 奈良県で、視覚障がい者の踏切事故があった。これも環境整備の問題だと思う。ホームドアの問題や、点字ブロックの踏切内への設置、無人駅の問題など、鉄道会社で色んな問題が出てきている。市の方でも環境整備に向けて当事者の人に色々聞いていただいて、意見を吸い上げていただけるとありがたい。
- 障がい者雇用について、法定雇用率を達成した企業の割合が半分に満たない状況であるので、これを少なくとも6割~7割に上げていけるような施策を、法律の範囲内というところはあると思うが、市としても工夫していただきたいと思う。

【質疑応答】

No.	質問	回答		
1	障がい者相談件数が増加しているようだが、どのような相談が多いのか。	「福祉サービス」「健康医療」「就労」に関する相談が年々増加傾向にあります。急激な増加がみられるのは「家族関係・人間関係」「生活技術」に関する相談で、平成28年度と比較して平成31年度では約4倍となっており、福祉サービスの利用だけでなく、生活全般に関する相談へと相談内容の広がりがみられます。		
2	障がい者雇用について、法定雇用率を達成した企業の割合は47%ということだが、達成できない場合はペナルティがあるのか。	不足する数1人につき、50,000円の納付金が徴収されます。常時雇用する労働者が100人以下の事業主に対しては、当分の間、この規定は適用されません。		

議題

(1)パートナーシップ制度の導入について

【主な意見】

- 状況確認のためのアンケート調査が5年に1度では期間が空きすぎではないか。その間にパートナー の解消ということもあり得ると思う。もう少し短い期間でもいいのではないか。
- 正式な法律婚ほどではないが、事実婚には法的な保護はある。事実婚にはパートナーシップ制度を上回るような法的効果は既にあるような気はするが、それをパートナーシップと形式上認めていくというのは、制度の在り方として意義があると思う。結婚すると同じ姓にしなければならない、ということを嫌って事実婚の人は一定程度いる。最高裁で2回判例が出て、夫婦同姓の規定は合憲となっている。裁判官の中でも意見は分かれている状況であるので、今後覆ることもあり得るが、今の制度では姓を変えたくない人は法律婚ができない。そういう人も、このパートナーシップ制度を利用できるのであれば、性的マイノリティの人権擁護ということ以上に意味を持ってくるかもしれない。
- せっかく市として正式な制度としてスタートさせようとしているので、できる範囲内で利用できるサービスを増やすとともに、民間への働きかけを行ってもらいたい。
- 民間事業者に対しては、協力するよう条例で強制力を持たせるという手段もあるかもしれないが、そこまでやるのがいいかどうかは疑問である。参議院選挙の選挙演説を見ても、同性婚に反対だという立場をはっきりと表明する政党もあり、パートナーシップ制度は作るべきだとは思うが、それを一般・民間にも強制するというのは、ちょっとまだ行きすぎかと思う。

【質疑応答】

No.	質問	回答
1	趣旨として法律上の婚姻が困難な2人、という文言があるので、制度を利用できるのは婚姻ができる年齢の人、という理解でよろしいか。	民法上の成年に達している人が対象になり ます。
2	効果としては、市営住宅や県営住宅への入居の 他にどのようなものがあるか。	相互利用を検討している自治体と同程度の効果は付与していきたいと考えています。また、独自のサービスを提供する民間事業者も増えてきています。

3	パートナーシップ宣誓書を持っている人について は、入院時等に家族として扱ってほしい、という周 知が病院にされるのか。	周知期間をある程度置いて、病院を含めた 関係機関に周知を行う予定です。あくまでも 強制ではなく、「趣旨をご理解いただき、ご協 力をお願いします」という言い方になります。
4	民間事業者にはお願いということだけではなく、もう 少し強力に働きかけはできないのか。	強制力を持って依頼するのは現状では難し いと考えています。

(2)犯罪被害者等支援施策について

【主な意見】

- 相談者がたらい回しにならないよう、ワンストップ窓口の体制はしっかりと整備してもらいたい。
- 性被害の場合などは典型例だが、積極的に制度を利用したくない、そもそも家から出たくなくなるような精神的な傷を追う場合もある。被害者の心に寄り添った、エンパワーメント(抑圧されることなく力を付けること)につながるような形で利用を促すことで、実効性を高めていくのが制度を作った後に重要になってくると思う。

【質疑応答】

No.	質問	回答		
1	神奈川県との役割分担ということで、県で行われないきめ細やかなことを市で実施していくのが基本的な考え方だと思うが、遺族支援金や重傷病支援金などは、県では実施していないのか。	神奈川県では、貸付金で返済義務がありますが、市は支援金として支給します。		
2	交通事故の被害者支援についてはどのように考えているのか。交通事故を起こした人が自賠責保険に入っていないケースもあり、十分な保障がされないことがある。そうしたときに特例的に支援をすることはできないのか。	交通事故は故意か過失かに分かれますが、 過失の場合は自動車損害賠償保障法に基 づいて加入する自賠責保険により保障を受 けることができることから対象外と考えていま す。自賠責保険の未加入を条件に経済的 な支援を行うことについては、これまでのとこ ろ、神奈川県で先行して条例を制定してい る自治体の中でも例はありません。ただ、必 ずしも独自の取組は出来ないということでは ありませんので、犯罪被害者のニーズを踏ま えながら、よりよい支援につなげていきたいと 考えています。		
3	犯罪被害者が自ら市のワンストップ窓口に来なくて も、市の方から働きかけていくのか。	今後は、被害者等に最初に接する神奈川 県警より、市の支援施策について、被害者 等に案内をしていただくことになります。その 後、被害者本人又は家族、遺族から、若しく は警察、かながわ犯罪サポートステーション を通じて市へ支援の相談がくることとなりま す。		